

12 安全・安心な県土づくりについて

【内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、農林水産省、国土交通省、気象庁、財務省】

《提案・要望事項》

- 1 近年多発する局地的豪雨や豪雪、地震等に対応した、道路、河川、砂防、治山、下水道、農地防災などの防災基盤の整備を推進すること。（農林水産省、国土交通省）
- 2 建築物に使用されたアスベストによる健康被害を防ぐため、アスベスト対策に対する国の補助額の増額など、支援制度の拡充・延長を行うこと。（国土交通省）
- 3 地方の意見や実情を十分踏まえ、直轄事業（河川、砂防、地すべり等）を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。さらに、天竜川沿川中流地区における地すべり対策の直轄事業化を図ること。（国土交通省）
- 4 平成 30 年 1 月の草津白根山の噴火を踏まえ、火山観測体制の整備を速やかに行い、噴火の予兆現象の的確な把握・伝達を行うとともに、火山防災力の向上に繋がる火山研究者の育成に取り組むこと。また、火山周辺における携帯電話等の情報伝達手段を確保するため、電源設備の整備を補助対象にするなど、必要な施設・設備の整備に対する技術的・財政的支援を拡充すること。（内閣府、総務省、文部科学省、気象庁）
- 5 浅間山の大規模噴火を想定した火山防災マップ、広域避難計画の策定等の火山防災対策に対し、技術的・財政的支援を行うとともに、他の火山でもハザードマップ作成やシェルター整備、緊急的な土砂災害対策について、技術的・財政的支援を拡充すること。（内閣府・消防庁・国土交通省）
- 6 国の「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業」による燃料の流通在庫備蓄が、平成 31 年度以降も継続されるよう施策を講じるとともに、新たに一般住民を対象とした燃料備蓄を促進するための補助制度を創設すること。（資源エネルギー庁）

《長野県強靱化計画について》

長野県は、災害に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化基本法第 13 条に基づき、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の計画等の指針となる計画として「長野県強靱化計画」を策定し、防災・減災対策を進めている。

- ・第 1 期 平成 28 年度～平成 29 年度（2 か年）
- ・第 2 期 平成 30 年度～平成 34 年度（5 か年）

【長野県内の現況・課題】

- 1 本県は、災害リスクの高い中山間地域を多く抱えているため、ハードとソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を積極的に進めている。

《長野県強靱化計画における重点項目》

- ▶ 地震から命を守る建物の耐震化
- ▶ 土砂災害から命を守る対策

- 2 吹付けアスベストの飛散防止対策を促進するための「住宅・建築物アスベスト改修事業」については、アスベスト除去等の期限が平成 32 年度末までとされている。国による支援の必要性は依然として高い状況にあり、制度の延長が必要である。

3 千曲川・犀川の直轄管理区間に挟まれている県管理区間、並びに治水上重要な釜口水門を含む天竜川上流の県管理区間は、防災上特に重要な区間であり、洪水時の情報提供や水害対応等をより迅速・的確に行う必要がある。このため、直轄管理区間に編入し、国により一元管理されることが望ましい。

また、天竜川沿川中流地区の地すべり発生により広範囲に被害が及ぶ懸念のある規模の大きな箇所に対して、直轄による地すべり対策事業が望まれている。



4 御嶽山の火山災害を受けた活動火山対策特別措置法の改正により、火山災害に対応した警戒避難体制の整備が求められているが、実効的に機能するためには、国による観測体制の充実及び国からの人的・財政的支援が必要である。

(1) 本県独自の火山の観測、研究体制

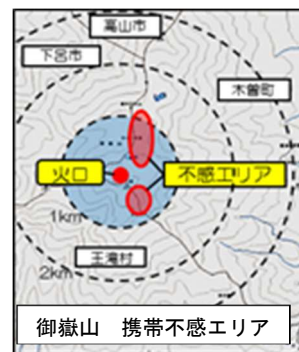
名称	設立年月日	参加機関	連携事項
名古屋大学御嶽山火山研究施設 (木曾町三岳支所に設置)	平成29年7月	名古屋大学、長野県、木曾町、王滝村	長野県としての支援 ・寄附講座 10,000千円 ・ネットワーク環境、研究用電子機器等の整備 1,083千円

⇒上記の観測・研究体制や火山防災協議会が有効に機能・維持されるためには、国による適切な観測体制の構築が前提となる。

(2) 火山周辺の携帯電話不感地域の解消

浅間山について、国庫補助制度の活用に加え、独自の県単補助制度を創設し、携帯電話不感地域解消事業を実施（平成28年度）

補助事業名	区分	事業費(千円)	県補助率
浅間山火山防災対策における携帯電話不感地域解消事業	携帯電話基地局整備	36,000	7/9(国庫2/3を含む。)
	電源設備整備	32,400	1/6(県単独事業)



⇒山岳の地形的特性のため、伝送路や電源の確保、高度な工事により、多額の経費負担を伴う一方、電源ケーブルの敷設は携帯電話に係る国の既存制度の補助対象外となっていること、積雪により工期が限られること等から、国の技術的・財政的支援の拡充が必要

5 平成30年3月に大規模噴火を想定したハザードマップを改訂。財政的支援を実施。

⇒大規模噴火が発生した際には、市町村や県境を越えた広域避難計画等の検討に際し、国の専門家等による技術的助言が必要。

6 内陸部に位置する本県では、大規模災害による燃料供給途絶が懸念されるため、国の災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業との連動事業を平成27年度から30年度まで実施。

⇒平成31年度以降の備蓄の継続のためには、国の支援が不可欠。

また、本県の地理的条件を考慮すれば、中核SS・小口燃料配送拠点だけでなく、一般住民を対象とした備蓄の拡充が必要。

(県所管部局) 危機管理部、企画振興部、観光部、農政部、林務部、建設部